

○ 金融庁
財務省 告示第三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

金融庁長官 栗田 照久

財務大臣 鈴木 俊一

(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

預金保険機構 東京都千代田区大手町一丁目九番二号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

預金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日